第８７号議案

第八十七号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十一月二十四日

提出者　江戸川区長　斉藤　猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「江戸川区任意予防接種等実施要綱（令和四年四月一日施行）による予防接種に係る」を「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種以外の予防接種（以下「任意予防接種」という。）の実施又は」に改める。

別表第二の二十七の項中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削り、同表の三十四の項中「江戸川区任意予防接種等実施要綱による予防接種に係る」を「任意予防接種の実施又は」に改める。

付　則

この条例は、令和九年二月二十二日から施行する。

（説明）

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の改正に伴い、予防接種事務のデジタル化のため、独自利用事務として規定している任意予防接種に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。